

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	小山歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人産業教育事業団

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生学科	夜・通信	10単位	10単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページ内「情報公開」にて一覧表を公開 URL : https://www.maronie.jp/information/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	小山歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人産業教育事業団

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<p>学校ホームページ内「情報公開」にて役員名簿を公開 URL：https://www.maronie.jp/information/</p>
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医科大学 元教授	2025.5.26～ 4年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時評議員会 の終結時まで	医療的見地からの 助言、情報提供等
非常勤	クリニック 前院長		医療的見地からの 助言、情報提供等
非常勤	株式会社 総務部長		企業の見地からの 助言、情報提供等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	小山歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人産業教育事業団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>シラバスは科目担当教員が作成し、学科長と統括部長の確認を経て完成・公表となる。作成及び見直しの時期は毎年12月とし、新年度開始時に学生に配布され、各科目初講時にシラバスを用いて授業の説明がされる。また、同時期に学校ホームページ「学科紹介」内各学科ページにて学年ごとのシラバスを公開する。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>学校ホームページ内「情報公開」にてシラバスを公開 URL : https://www.maronie.jp/information/</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学業成績は出欠状況・定期試験結果・課題及びレポート提出等を総合的に評価する。ただし、各科目の出席時間数が学則に定める時間数の3分の2(実習科目については5分の4)に満たない者については、単位認定をしない。 評定については、総合評価に基づき優・良・可・不可の4段階で行うものとし、「可」以上の科目について所定の単位を認定する。 また、認定時期は前期・後期終了時とし、学科毎に単位認定会議を開き、校長・統括部長・学科長・学科教員の合意をもって認定とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>評定については、総合評価に基づき優・良・可・不可の4段階で行うものとし、「可」以上の科目について所定の単位を認定する。</p> <p>総合評価は出欠状況・定期試験結果・課題及びレポート提出等に基づいて行われ、100点満点で点数をつける。4段階評定の区分は以下の通りとする。</p> <p>【歯科衛生学科】</p> <p>優：80点以上、良：70～79点、可：60～69点、不可：59点以下</p> <p>成績を分布する際は、科目毎の総合評価の点数を平均する。</p> <p>上記の評定方法は学則及び細則内で定められており、学生は学習の手引きで確認することが出来る。また、評定及び分布方法は学校ホームページ内「情報公開」にて公開されている。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>学校ホームページ内「情報公開」にて公開 URL：https://www.maronie.jp/information/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>所定の単位を全て修得し、課程を修了した者に対して卒業を認定する。</p> <p>認定の際は学科毎の卒業認定会議において、校長・統括部長・学科長・学科教員の合意をもって校長が認定する。</p> <p>上記事項は学則及び細則内で定められており、学生は学習の手引きで確認することが出来る。また、学校ホームページ内「情報公開」にて公開されている。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>学校ホームページ内「情報公開」にて公開 URL：https://www.maronie.jp/information/</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	小山歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人産業教育事業団

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校ホームページ内「情報公開」にて公開 URL : https://www.maronie.jp/information/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単 位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3	昼間	100	46単位	17単位	37単位	0単位	0単位
年							
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		121 人	0 人	5 人	22 人	28 人	
(備考) (任意記載事項)							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）
シラバスは科目担当教員が作成し、学科長と統括部長の確認を経て完成・公表となる。
作成及び見直しの時期は毎年12月とし、新年度開始時に学生に配布され、各科目初講時にシラバスを用いて授業の説明がされる。また、同時期に学校ホームページ「学科紹介」内各学科ページにて学年ごとのシラバスを公開する。

成績評価の基準・方法

（概要）
各科目定期試験・レポート等により成績を評価し、「可」以上の評定をもって単位認定とする。
優：80点以上、良：70～79点、可：60～69点、不可：59点以下

修了・進級の認定基準

（概要）
全体出席日数のうち3分の2以上、実習においては5分の4以上の出席、及び本校所定の単位・課程を修了した者に進級・卒業を認定する。

学修支援等

（概要）
・本人、保護者に対する面談
・学生サポートセンターによる入学前や在学中の学修支援（基礎学力、学生相談等）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
25 人 （ 96% ）	0 人 （ 0.0% ）	24 人 （ 96.0% ）	0 人 （ 0.0% ）
（主な就職、業界等）			
歯科診療所 等			
（就職指導内容）			
・校内就職ガイダンス ・履歴書添削、面接指導			
（主な学修成果（資格・検定等））			
歯科衛生士国家試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
109 人	5 人	4.6 %
（中途退学の主な理由）		
体調不良、進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組）		
・日常的な出席状況の確認 ・面談		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生学科	200,000 円	500,000 円	470,878 円	「その他」 ・施設維持費 ・補助活動費 （教材費、実習費等）
修学支援（任意記載事項）				
<ul style="list-style-type: none"> ・親・兄弟・姉妹等(2親等以内)がマロニエ医療福祉専門学校(高度情報処理専門学校・ハイテック学院専門学校・ハイテックビューティ専門学校)・小山歯科衛生士専門学校の卒業生または在校生の場合には、申請により入学金が50,000円免除される。 ・A0入試で合格した場合は、入学金が半額免除される。 				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校ホームページ内「情報公開」にて公開 URL : https://www.maronie.jp/information/		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学校関係者評価委員会は年度内に1回開催される。 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目に則り、「(1) 教育理念・目標、(2) 学校運営、(3) 教育活動、(4) 学修成果、(5) 学生支援、(6) 教育環境、(7) 学生の受入れ募集、(8) 財務、(9) 法令等の遵守、(10) 社会貢献・地域貢献」から成る10項目について事前に自己評価を実施し、その評価結果について学校関係者評価委員会にて協議を行う。 委員会では前年度の学校運営の評価を精査し、開催後に出された意見を今年度、または来年度以降の運営にどのように活用するかを検討し、重点課題や教育課程の編成に反映させる。 また、委員会は法人全体で構成され、企業等委員として各学科の関係者から1名ずつ、MO後援会及び同窓会から1名ずつの計6名となっている。</p>		
第三関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人 栃木県看護協会 常任理事	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等委員 (マロニエ医療福祉専門学校 看護学科)
医療法人常盤会 緑の屋根診療所	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等委員 (マロニエ医療福祉専門学校 理学療法学科)
医療法人心教会 小山富士見台病院	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等委員 (マロニエ医療福祉専門学校 作業療法学科)
大澤歯科医院	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	企業等委員 (小山歯科衛生士専門学校)
MO後援会 会長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	保護者代表
マロニエ同窓会 副会長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	同窓会代表
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校ホームページ内「情報公開」にて公開 URL : https://www.maronie.jp/information.html		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
URL : https://www.maronie.jp/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H109310000364
学校名 (〇〇大学 等)	小山歯科衛生士専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人産業教育事業団

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生(内数) ※家計急変による者を除く。		20人(13)人	20人(14)人	21人(15)人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(一人)	
	第Ⅳ区分(理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分(多子世帯)	一人	一人	
区分外(多子世帯)	一人	一人		
家計急変による 支援対象者(年間)				0人(0)人
合計(年間)				21人(15)人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分(理工農)とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第2号イ〜ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。